

01

就業不能保障特約

名称		支払事由	支払額
就業不能給付金	A	責任開始期以後に生じた傷害または疾病（所定の精神疾患を除く）による入院または在宅療養が該当した日から起算して30日間継続したとき	特約給付金月額×12ヵ月分
	B	責任開始期以後に生じた所定の精神疾患による入院が該当した日から起算して30日間継続したとき（お支払いは1回かぎり）	
就業不能年金	第1回	責任開始期以後に生じた傷害または疾病（所定の精神疾患を除く）による入院または在宅療養が該当した日から起算して1年間継続したとき	特約給付金月額×12
	第2回以降	年金支払期間中に到来する、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存しているとき	特約給付金月額×12

**Q** 「在宅療養をしている」というのは、自宅で静養していることも含まれますか？

**A** 含まれません。  
在宅療養とは、医師による治療が必要であり、かつ、日本国内の自宅等で、計画的な訪問診療または医師の指示・診療にもとづく計画的な訪問看護・指導等を受けながら治療に専念することをいいます。

※「計画的な訪問診療」または「計画的な訪問看護・指導等」は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって在宅患者診療・指導料が算定されることを要件とします。（往診料および救急搬送診療料を除きます。）

**Q** 15日間入院した後に、医師の指示があり40日間自宅で安静にしていました。就業不能給付金は支払われますか？

**A** お支払いできません。医師からの安静指示のみでは就業不能状態の要件となる「在宅療養」に該当しません。

**Q** 妊娠・出産等による入院や在宅療養は就業不能状態に該当しますか？

**A** 妊娠・出産等による入院および在宅療養は対象とはなりません。

**Q** 30日間継続して入院しました。就業不能給付金は支払われますか？

**A** 就業不能給付金をお支払いします。

## 02

## 介護保障に関する特約

(介護保障特約〈有期型〉、介護保障特約〈終身型〉、介護終身年金特約〈認知症加算型〉)

責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、要介護2以上に認定されたとき<sup>※1</sup>、または所定の要介護状態が継続したとき<sup>※2</sup>

→介護保険金、介護終身年金をお支払いします。

※1 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき

- ・介護保障特約〈有期型〉、介護保障特約〈終身型〉が付加されている場合、要介護1に該当していると認定されたときは、軽度介護給付金をお支払いします(特約保険金額の10%相当額)。

※2 次のいずれかに該当したことが医師によって診断確定されたとき

■認知症による要介護状態が90日間継続したとき

- ・介護終身年金特約〈認知症加算型〉が付加されている場合、所定の重度認知症に該当したときは、年金額を加算します。

■寝たきりによる要介護状態が180日間継続したとき

保険料払込免除特約〈保険料相当額給付金付〉が付加されているご契約は、以後の保険料の払込みは不要となります。

詳細は27ページをご参照ください



【ご注意】

公的介護保険制度の要支援1・2認定は、対象となりません。

## 03

## 生活障害保障特約

責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、身体障害者福祉法にもとづき、障がい等級が1～3級の身体障害者手帳が交付されたとき

→生活障害保険金をお支払いします。

保険料払込免除特約〈保険料相当額給付金付〉が付加されているご契約は、以後の保険料の払込みは不要となります。

詳細は27ページをご参照ください



【ご注意】

「療養手帳」「精神障害者保健福祉手帳」は対象となりません。



## 04

## 災害死亡保険金のお支払い

(災害割増特約、傷害特約が付加されている場合)

責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき等にお支払いします。



## お支払いできる場合

階段で足を滑らせ転落し、頭を強打して「急性硬膜下血腫」をおこして死亡されたとき不慮の事故を原因とした死亡のため、災害死亡保険金をお支払いします。



## お支払いできない場合

「脳梗塞」の後遺症のため、もともと食物を飲み込むことが困難な状態（嚥下障害）になっている方が、食物を喉に詰まらせて窒息して死亡されたとき不慮の事故を原因とした死亡ではないため、災害死亡保険金はお支払いできません。

不慮の事故については1ページをご参照ください

## 05

## 高度障害保険金のお支払い

責任開始期以後の原因によって、約款に定める高度障害状態に該当した場合にお支払いします。

※約款に定める高度障害状態とは、その障がいについて、[回復の見込みがない状態](#)をいいます。回復の見込みがある場合は高度障害保険金をお支払いできません。診断書をご用意いただく前に、[回復の見込み](#)について主治医にご確認ください。

## 対象となる高度障害状態

## ①両眼の視力を全く永久に失ったもの

※「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みがない場合をいいます。

## ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

※「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みがない場合をいいます。

## ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

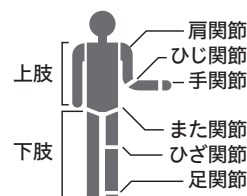
※「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

## ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

## ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

## ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

## ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの



## お支払いできる場合

自動車事故により傷害を負い、両眼の視力を全く永久に失ったとき（きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みがないとき）回復の見込みがないため、高度障害保険金をお支払いします。

## お支払いできない場合

「糖尿病性網膜症」できょう正視力が左右とも0.02以下となったが、回復の見込みがあって治療を続けているとき回復の見込みがあるため、高度障害保険金はお支払いできません。



【ご注意】

支払対象となる約款所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。

被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合に、契約の死亡保険金の全部または一部を特約保険金としてお支払いします。

※「余命6ヵ月以内」とは、ご請求時点で、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6ヵ月以内であることを意味します。

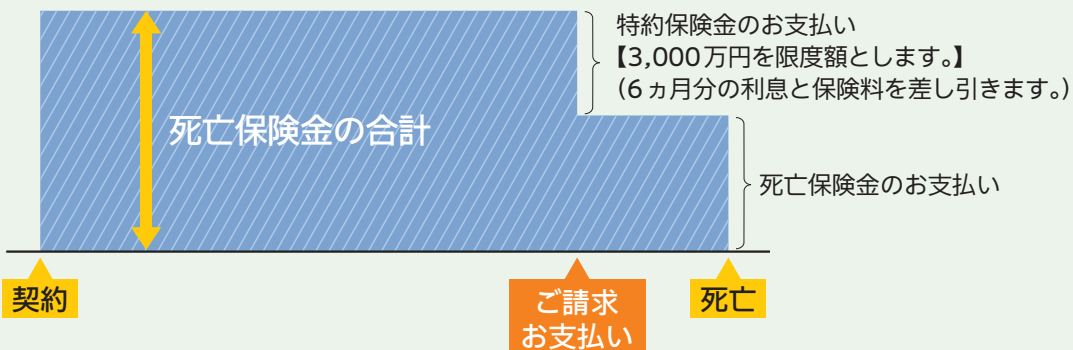
お支払いする金額は、被保険者が指定した金額（指定保険金額）から、指定保険金額に対応する6ヵ月分の利息および保険料を差し引いた金額となります。

指定保険金額は、特約保険金のご請求時に、死亡保険金額の範囲内かつ3,000万円以内で指定していただきます。

※保険期間満了までの期間が1年以内の契約（特約）については、その契約（特約）が更新可能な場合を除き、指定保険金額の対象外です。

同一被保険者について、複数の契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合も、指定保険金額は通算して3,000万円を限度としています。

#### 死亡保険金額の一部を指定保険金額として指定された場合



- ・特約保険金をお支払いした部分については、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。
- ・特約保険金をお支払いした後も継続する部分については、その部分に対応する保険料のお支払いは引き続き必要です。



【ご注意】

特約保険金のお支払いは、1契約について1回かぎりです。